

# 令和6年度 第1回 認知症バリアフリーWG 事務局資料

2025年2月26日

日本認知症官民協議会

認知症バリアフリーWG 事務局

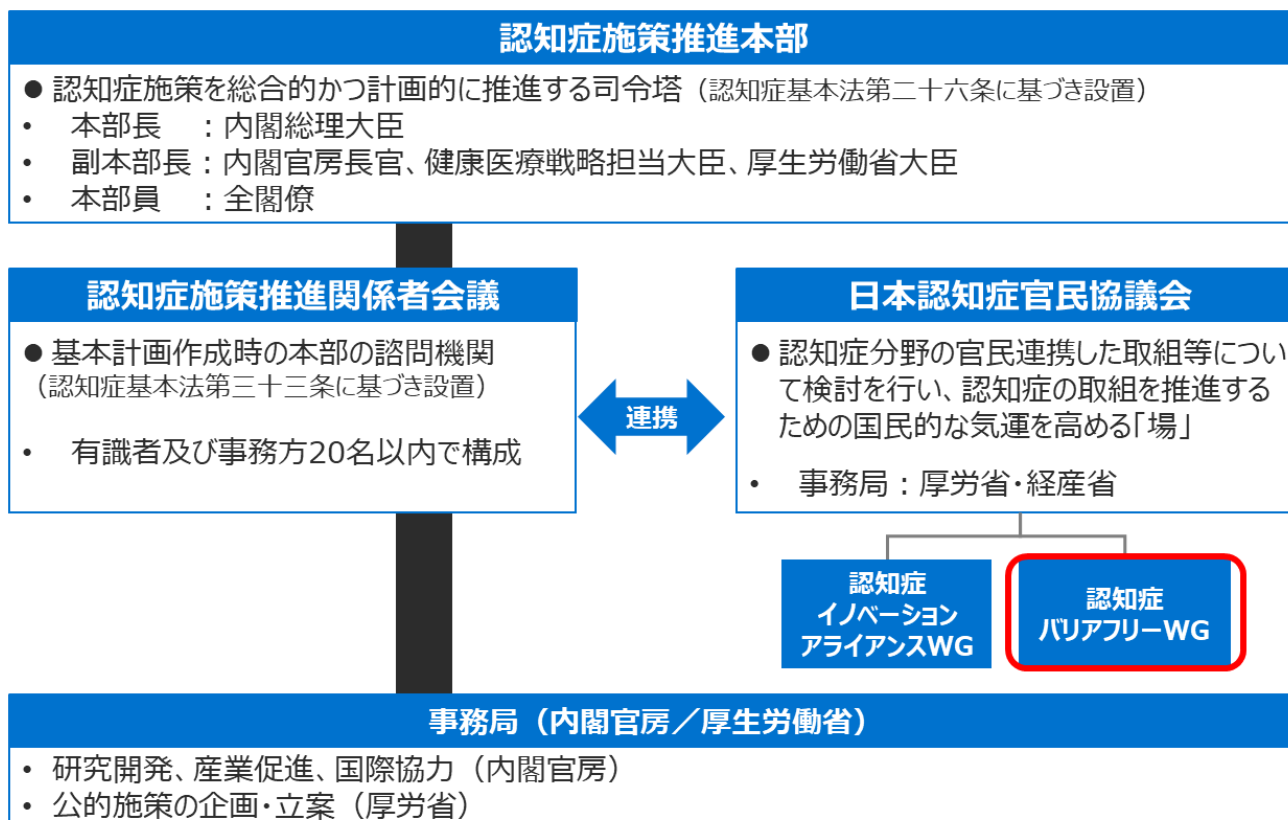
## 認知症バリアフリーWG（令和7年2月26日）の議題

- 1. 本日の趣旨説明・委員の皆様のご紹介（14:00～14:20）**
  - 認知症バリアフリーWGの設置目的や議論事項等を説明いたします。
  - 委員の皆様をご紹介させていただきます。一言ずつ、ご挨拶をお願いいたします。
- 2. 認知症バリアフリー社会実現のための手引きに関する報告（14:20～14:30）**
  - 令和6年度の「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」の作成状況を報告いたします。
- 3. 認知症バリアフリー情報交換会に関する報告（14:30～14:40）**
  - 令和6年度の「認知症バリアフリー情報交換会」の実施結果を報告いたします。
- 4. 認知症バリアフリー宣言の実施状況に関する報告及び今後の普及に向けた検討（14:40～15:25） ※途中5分程度の休憩を挟みます。**
  - 認知症バリアフリー宣言の実施状況をふまえ、今後の普及に向けて、どのようなことに取り組んでいくべきか、ご意見いただきたい。
- 5. 日本認知症官民協議会 総会のご案内等（15:25～15:30）**
  - 日本認知症官民協議会 総会の実施予定に関して報告いたします。

# 認知症バリアフリーWGの位置付け

- 日本認知症官民協議会のもと、経産省主導で産業創出を図る認知症イノベーションアライアンスWG、厚労省主導で官民での「バリアフリー対応」の具現化を目指す**認知症バリアフリーWG**が連携しながら、取組が進められている。
- **認知症バリアフリーWG**では、認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくため、現状あるバリア（障壁）を探求し、「認知症バリアフリー社会」の構築に向けた**施策の検討**等を行う。

## （政府における認知症施策の推進体制）



# 【参考】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（1/2）

- 令和6年1月に**共生社会の実現を推進するための認知症基本法**（以下、基本法という。）が施行。

## 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

### 1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

### 2. 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。**
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる**とともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。**
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。**
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活を営むことができる。**
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。**
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野における総合的な取組**として行われる。

### 3. 国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、**基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務**を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解**を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上又は財政上の措置**その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

### 4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、**認知症施策推進基本計画**を策定（認知症の人及び家族等により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ**都道府県計画・市町村計画**を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

## 【参考】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（2/2）

- 基本的施策の1つとして「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」が位置付けられた。

### 5. 基本的施策

#### ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

#### ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

#### ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

#### ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

#### ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

#### ⑥【相談体制の整備等】

- 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

#### ⑦【研究等の推進等】

- 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

#### ⑧【認知症の予防等】

- 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

### 6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

## 【参考】認知症施策推進基本計画（1/2）

- 令和6年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、基本法という。）にもとづき、国の認知症施策の基本計画として、「認知症施策推進基本計画」が策定された。

### 認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

#### 前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
  - 認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。  
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

#### Ⅲ 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

#### Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

#### Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

# 【参考】認知症施策推進基本計画（2/2）

- 基本的施策「2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」に関して、「事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定」や「民間における自主的な取組の促進」等を実施すると示された。
- 重点目標ではアウトプット指標として「認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数」が設定された。

## 基本的施策「2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」

※一部抜粋

### 【施策の目標】

認知症の人の声を聴きながら、その日常生活や社会生活等を営む上で障壁となるもの（ハード・ソフト両面にわたる社会的障壁）を除去することによって、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会環境を確保していくことを目標として、以下の施策を実施する。

#### (4) 認知症の人にとって利用しやすい製品・サービスの開発・普及の促進

- 日本認知症官民協議会<sup>14</sup>による官民連携の下、認知症の人と家族等が参画した、認知症の人が地域で生活する上で利用しやすい製品・サービスの開発・普及を促進するため、モデル的取組を好事例として展開し、そうした取組が自主的、継続的に進むよう取り組む。

#### (5) 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

- 認知機能の障害という障害の特性によって生ずるバリアを、認知症の人と家族等と共に丁寧に探究しながら、バリアフリー化を推進していくために、日本認知症官民協議会による官民連携の下、認知症の人の生活に関わる業界向けの手引を認知症の人と家族等と共に、幅広く、個別の業種で計画的に作成し、その普及に取り組む。

また、公共交通事業者においては、適切な接遇のための研修等を推進する。

#### (6) 民間における自主的な取組の促進

- 認知症バリアフリーが、企業にとってビジネスチャンスとなり得るとともに、従業員の介護離職防止にも役立つということの理解促進により、企業が経営戦略の一環として認知症バリアフリーに取り組むよう、経営層を含めた企業への普及・啓発を図る。

## 重点目標3 認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること

プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> <li>部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数</li> <li>認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及びKPIを設定している地方公共団体の数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数</li> <li>認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数</li> <li>製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数</li> <li>基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数</li> <li>認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合</li> <li>地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合</li> <li>認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合</li> <li>認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数</li> </ul>		

# 認知症バリアフリー社会実現のための手引き：宅配編

手引き（案）は参考資料ご参照

- 宅配業界を対象に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」・「新しい認知症観」を普及することや、宅配利用におけるバリア（障壁）を取り除くためのアイディア・事例を周知することを目的に、手引きを作成。

## 手引き概要

## 作業委員会

<b>目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 宅配業界に向けて、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」および「新しい認知症観」を普及啓発すること</li> <li>• 宅配利用におけるバリア（障壁）を明らかにし、バリアを無くすためのアイディアや事例を周知すること</li> </ul>
-----------	--

<b>日時</b>	<p>第1回：令和6年12月25日（水）                  第2回：令和7年1月28日（火）                  第3回：令和7年2月17日（月）</p>
-----------	--

<b>手引きの構成（現時点）</b>	<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」について</li> </ul> <p>【理念編】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「新しい認知症観」について</li> <li>• 認知症の人の生活におけるバリアについて 等</li> </ul> <p>【行動編】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 認知症の人と宅配業界の関わり</li> <li>• 宅配利用におけるバリア/バリアを無くすためのアイディア</li> <li>• 宅配業界における取組事例 等</li> </ul> <p>【認知症の人への理解編・参考情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 認知症に関する基礎知識 等</li> </ul>
--------------------	---

氏名及び所属（所属ごと、五十音順）	
認知症バリアフリーWG	鎌田 松代 公益社団法人 認知症の人と家族の会 代表理事
	福田 人志 一般社団法人 認知症本人ワーキンググループ 理事
	藤田 和子 一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事
事務局	紀伊 信之 株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 部長
業界団体（宅配）	豊島 康彦 佐川急便株式会社 事業開発部 事業企画課 課長
	山本 健人 佐川急便株式会社 事業開発部 地域創生課 課長
	東 結布 日本郵便株式会社 お客さまサービス統括部 係長
	吉川 絵理 日本郵便株式会社 お客さまサービス統括部 課長
	松良 信一 ヤマト運輸株式会社 ネコサポ事業開発部 担当課長
	中島 達雄 ヤマト運輸株式会社 ネコサポ事業開発部 係長





# 認知症バリアフリー社会実現のための手引き：メディア編

成果物（案）は参考資料ご参照

- 新聞・テレビ等のメディア関係者を対象に、「新しい認知症観」を伝え、今後の認知症に関するよりよいメディアのあり方を考えるきっかけとしてもらうことを目的として、セミナーおよび認知症の人との意見交換会を実施。
- 成果物として、セミナーおよび意見交換会の内容を踏まえ、普及啓発のための冊子を作成する。  
※表現の自由および報道の自由の観点から、手引きとはしない想定。

## 実施概要

<b>企画背景</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症基本法施行から1年がたち、日本の共生社会づくりは新しいフェーズに入ったと言える。</li> <li>一方で、認知症に関する取材や情報発信を行うメディア関係者の中には、古い認知症観を持ったまま、取材や発信をする人がいる。</li> <li>「新しい認知症観」を多くの国民に知ってもらうため、メディア自身が正しい知識を持ち、広めていく必要がある。</li> </ul>
<b>目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回：メディア関係者に「新しい認知症観」を知ってもらい、認知症について何をどう伝えていくべきか、考えるきっかけとしてもらうこと。</li> <li>第2回：認知症の人とメディア関係者との対話を通じて、双方の理解を深め、認知症に関するこれからのよりよいメディアのあり方について検討すること。</li> </ul>
<b>日時</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回：2025年1月9日（木）14:00～16:00</li> <li>第2回：2025年2月10日（月）10:30～12:30</li> </ul>
<b>参加者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回：現地参加28名、オンライン参加101名</li> <li>第2回：現地参加10名</li> </ul>



# 令和7年度の手引き策定予定

- 令和7年度は、認知症施策推進基本計画の記載をふまえ、認知機能の障害という障害の特性によって生ずる当該業種におけるバリアを認知症の人と家族等と共に丁寧に探究しながら、「大型家電量販店」及び「飲食店」に関する手引きの策定を予定。

## 認知症バリアフリー社会実現のための手引き 工程表

策定した手引きの業種

その他成果物

令和2年度

令和3年度

令和4年度

令和5年度

令和6年度

令和7年度

令和8年度

### 策定目的

認知症バリアフリー社会実現の手引きを参考に、各業界・企業での独自の接遇マニュアルの作成を促すことを目的として策定する。

### 策定目的

従業員が困った場面での対応方法に焦点を当てるのではなく、認知症になってからも利用しやすい環境づくり等、認知機能の障害という障害の特性によって生ずるバリアの軽減を目指すことを目的として策定する。

金融
住宅
小売
レジャー・生活関連

留意事項集
-------

薬局・ドラッグストア
配食等
運動施設
図書館

携帯ショップ
旅館・ホテル

宅配
メディア

大型家電量販店
飲食店

令和7年度策定プロセスをふまえて選定予定
例) 公共交通 化粧品 文化施設 観光 …等

# 令和6年度認知症バリアフリー情報交換会・交流会の開催報告

- 経済産業省と共催で、認知症バリアフリーに向けた機運醸成等を目的として開催。
- 情報交換会には、企業、自治体関係者、認知症の人や家族等、計**414名**（内、現地101名）が参加。

<b>日時</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2024年12月19日（木）                      情報交換会 : 13:00~15:00                      交流会 : 15:10~16:00</li> </ul>
<b>会場</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• TKP新橋カンファレンスセンター ホール16D</li> </ul>
<b>参加者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報交換会 : 414名                      現地会場参加者 : 101名（登壇者、関係者含む）                      オンライン参加者 : 313名（事前申込者ベース）</li> <li>• 交流会 : 91名（登壇者、関係者含む）</li> </ul>

## 情報交換会



## 交流会



演題	登壇者
厚生労働省における認知症関連施策の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 厚生労働省 老健局 認知症総合戦略企画官 遠坂佳将氏</li> </ul>
経済産業省における認知症関連施策の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経済産業省 商務・サービスグループヘルスケア産業課 企画官 小野聡志氏</li> </ul>
本人から企業へのメッセージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 藤枝市在住 永井光彦氏</li> <li>• 藤枝市地域包括ケア推進課 横山麻衣氏</li> </ul>
家族から企業へのメッセージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公益社団法人認知症の人と家族の会 代表理事 鎌田松代氏</li> </ul>
企業の実践事例の紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>• トヨタ自動車株式会社 先進プロジェクト推進部 主幹 山田浩史氏</li> <li>• 福岡市福祉局ユマニチュード推進部 認知症支援課 課長 矢野邦弘氏</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 豊橋鉄道株式会社 総務部 副長 赤川景子氏</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 株式会社イトーヨーカ堂 サステナビリティ推進部 総括マネジャー 小山遊子氏</li> <li>• DAYS BLG!はちおうじ 志田武雄氏、水野秀司氏、守谷卓也氏</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 株式会社セブン&amp;アイ・フードシステムズ 統括マネジャー 牧野晋也氏</li> </ul>

# 認知症バリアフリー宣言の概要 (1/2)

- 認知症バリアフリー宣言は、企業・団体等が認知症バリアフリー推進に向けての方針・方向性等を示し、見える化することにより、認知症の人や家族等にとって安心して店舗やサービス・商品を利用できる環境を提供するとともに、認知症バリアフリー社会の機運を醸成することを目的として、2022年3月より開始。
- 認知症バリアフリー宣言の登録にあたっては、以下4つの基準を設定している。

## 認知症バリアフリー宣言の宣言基準

<p><b>1</b></p> <p><b>社内の「人材育成」</b></p> <p>「人材の育成」とは、当事者の立場に立った取組が行われるよう、従業員などに対して認知症についての正しい理解を促す活動を進めることです。理解を深めることで、お客様のニーズやお困りごとについて良く知ることができ、それによってきめ細やかな対応による顧客満足の向上、新たな商品・サービスの創出につながります。</p> <p><b>参考例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認知症への対応や理解促進のための社員教育や社内推進責任者の育成。</li> <li>■ 認知症サポーター養成講座など外部機関による研修への参加、資格の取得、など。</li> <li>■ 新たな知見や気づきによる商品・サービスの創出。</li> </ul>	<p><b>2</b></p> <p><b>行政、他業種などとの「地域連携」</b></p> <p>「地域連携」とは、地域の行政機関(地域包括支援センター、社会福祉協議会など)や専門機関(認知症疾患医療センターなど)、他企業、当事者などとの連携を図ることです。認知症の方やその家族の方に適切な対応をする準備ができ、地域や当事者のニーズに即した対策を講じることができます。</p> <p><b>参考例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関係する地域の行政機関、専門機関との情報連携、意見交換。</li> <li>■ 関係機関や他企業などとの地域活動への参加・協力。(見守りネットワーク、徘徊通報・保護、認知症カフェ、高齢者サポート事業者など。)</li> <li>■ 他企業、異業種と連携したサービス・商品の開発。</li> </ul>	<p><b>3</b></p> <p><b>認知症をサポートする「社内制度」</b></p> <p>「社内制度」とは、企業・団体などにおいて介護のための離職防止や当事者が働き続けられるなどの内部の環境づくりを行うことです。安心して継続的に働ける制度を整備することで、ワークライフバランス、企業に対する信頼性が向上し、その結果、人材の確保、定着性の向上など、従業員エンゲージメントに寄与します。</p> <p><b>参考例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務環境・内容、勤務時間など、症状・進行状態や本人の意思をできるだけ考慮した配慮。</li> <li>■ 介護者の介護休暇、勤務時間(フレックス、時短など)、勤務場所(在宅、サテライトオフィスなど)の柔軟な対応。</li> <li>■ 認知症を含めた、さまざまな「介護と仕事の両立」「治療と仕事の両立」の制度化。</li> </ul>	<p><b>4</b></p> <p><b>お客さまが利用しやすい「環境整備」</b></p> <p>「環境整備」とは、お客様やその家族が利用しやすい店舗やWEBサイトなどの環境を整えること。また、従業員がストレスなく働ける職場とするためハード、ソフト両面を向上させることです。店舗や職場が整備されることで、誰もが安心して利用、就労できる環境が整い、顧客満足、従業員エンゲージメントが向上します。</p> <p><b>参考例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 店舗のレイアウトや動線などの安全性、掲示物の見やすさなどハード面の整備。</li> <li>■ 優先時間帯やお客様を急かさないスローレジなどソフト面の取組。</li> <li>■ 支援スタッフの配置や接遇マニュアルの整備により、施設・設備に大きく手を入れなくてもお客さまのお困りごとに対応する。</li> </ul>
---	---	---	--

出所：一般財団法人日本規格協会「厚生労働省 令和3年度 老人保健健康増進等事業 認知症に関する企業等の『認知症バリアフリー宣言（仮称）』及び認証制度の実施及び普及に向けたあり方に関する調査研究事業企業・団体の皆様にご参加いただくためのガイドブック」

# 認知症バリアフリー宣言の概要 (2/2)

- 認知症バリアフリー宣言に登録された企業・団体等の取組は、認知症バリアフリー宣言ポータルで公表されている。

## 宣言組織の検索

トップページ > 宣言組織の検索 > 認知症バリアフリー宣言 LOOVIC株式会社

認知症バリアフリー宣言  
**LOOVIC株式会社**

掲載日: 2023  
最終更新日: 2023

> 業種: 学術研究/専門・技術サービス業

> 本店又は主たる事務所の所在地: 〒222-0026 神奈川県横浜市港北区篠原町1257-37

> 宣言組織の代表者: 代表取締役 山中 享

> 電話番号: 07043936078

> メールアドレス: contact@loovic.co.jp

### 認知症バリアフリー宣言の内容

当社LOOVICは、認知症のある方々が安心して外出し、社会とのつながりを保ちながら豊かな生活を送ることができ、社会を目指し、認知症バリアフリーに貢献します。

私たちは、認知症のある方々が抱える移動や空間認知の課題を解決するため、音声ナビガイドサービスを提供しています。このサービスは、家族や施設スタッフ、地域住民が提供する生の音声を活用し、支援者がそばにいるような心理安心感を届けることを目指しています。また、地域や場所の個性を生かしたガイドを通じて、移動そのものを楽しむを提供します。

当社は「認知症バリアフリー宣言基準」に基づき、サービスの提供にあたり、「維持管理遵守事項」および「宣言要領」を遵守します。そして、認知症のある方々が自立した生活を送るために必要な支援環境の整備を継続的に社会全体が認知症に優しく、分け隔てのない共生社会となるよう取り組みます。

LOOVICは、これからも人と人のつながりを大切に、すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて尽力します。

## 宣言組織の掲載 (例)

### 「人材の育成」についての具体的取組

社外教育

LOOVICは、認知症のある方々を含む移動支援が必要な方々の課題解決に向け、音声ナビガイドサービスの開発を進めています。このサービスでは、家族や地域住民、施設スタッフなどが主体的に参加し、生の声を活用した移動支援を提供します。そのため、私たちは、これらの支援者が簡単にガイドを作成し、利用者に寄り添う方法を学ぶための研修やトレーニングプログラムを提供し、人材育成に力を入れています。

また、地域住民や施設スタッフが利用者の特性を理解し、柔軟かつ個性に応じた案内ができるよう、支援技術や知識を有する仕組みを構築しています。この取り組みにより、利用者だけでなく、支援者自身も成長し、地域全体が認知症バリアフリー社会の形成に貢献できる環境を目指します。

LOOVICHP

### 「地域連携」についての具体的取組

自治体・専門機関等との情報交換 地域の見守りネットワーク等への参加

LOOVICは、認知症のある方々を含む移動支援が必要な方々の課題解決に向け、地域社会との連携を重視した音声ナビガイドサービスの開発を行っています。私たちは、家族や施設スタッフ、地域住民が主体となり、生の声を活用した移動支援を提供する仕組みを構築しています。

地域連携の一環として、自治体や地域団体と協力し、地域特有の課題を共有・解決するための実証実験やフィードバックの仕組みを設けています。さらに、地域住民が地元の魅力や知識をナビガイドに反映させることで、地域全体で認知症のある方々を支える環境づくりを進めています。この取り組みにより、利用者が安心して移動できるだけでなく、地域同士が相互に支え合う仕組みを構築し、地域の活性化にも貢献しています。

LOOVICHP

### 「社内制度」についての具体的取組

介護離れ防止のための制度 仕事と治療の両立のための制度 認知症になった場合の相談窓口の設置

LOOVICは、認知症のある方々を含む移動支援が必要な方々へのサービスを提供するため、社内制度の整備を通じて取り組みを支えています。当社では、認知症や空間認知に関する課題の理解を深めるための定期的な研修プログラムを社員全員に提供し、専門知識や支援技術の向上を図っています。

また、社員が現場の声を直接聞き、サービスに反映できるよう、施設訪問や地域連携の機会を制度として設けています。これに加え、社員が持続的に高い意識を持って業務に取り組めるよう、柔軟な働き方を推進しています。具体的には、フレックスタイム制度やリモート勤務を自己申告制とし、それぞれのライフスタイルや業務内容に合わせた自由な勤務体制を可能にしています。

さらに、業務委託スタッフやインターンシップ参加者についても、自由度の高い働き方を尊重し、共感を基盤としたチーム作りを支援しています。業務改善の提案も積極的に受け入れ、風通しの良い職場環境を整えることで、社員一人ひとりが主体性を持って認知症バリアフリー社会の実現に貢献できる体制を構築しています。

これらの社内制度を通じて、サービスの質を向上させるとともに、多様な働き方を支援しながら、全てのメンバーが価値ある取り組みに参加できる環境を目指しています。

LOOVICHP

### 「環境整備」についての具体的取組

接客マニュアルの整備 支援スタッフの配置 認知症の方にも分かりやすい指示物の工夫

LOOVICは、認知症のある方々を含む移動支援が必要な方々が安心して暮らせる環境を整備することを重視し、音声ナビガイドサービスの開発を行っています。当社は、認知症のある方々が直面する移動時の不安や課題を軽減するため、利用者や地域社会の双方が安心できる環境づくりを進めています。

具体的には、スマートフォンアプリを活用し、誰でも簡単にアクセスできる移動支援ツールを提供するとともに、地域の施設や公共スペースが認知症に優しい環境となるよう、協力団体との連携を図っています。また、利用者が快適にサービスを利用できるよう、ユーザーインターフェースの直感的な設計や、多言語対応などのインクルーシブな取り組みを進めています。これらの環境整備により、認知症のある方々が自立して移動し、地域社会とつながり続けることができる持続可能な仕組みを構築しています。

LOOVICHP

# 認知症バリアフリー宣言の宣言状況

- 2024年度（2月13日時点）は新規8団体が宣言した。  
現在、認知症バリアフリー宣言を行っている企業・団体は計40団体。

No	企業・団体名	所在地	業種
1	合同会社トラベルケアふくおか	福岡県	生活関連サービス業/ 娯楽業
2	LOOVIC株式会社	神奈川県	学術研究/ 専門・技術サービス業
3	司法書士法人ともえみ	大阪府	サービス業 (他に分類されないもの)
4	豊鉄バス株式会社	愛知県	運輸業/郵便業
5	豊橋鉄道株式会社	愛知県	運輸業/郵便業
6	一般社団法人 おか桃会	岡山県	医療/福祉
7	株式会社パーソン・サポート絆	福岡県	医療/福祉
8	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	東京都	宿泊業/飲食サービス業
9	第一生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
10	第一フロンティア生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
11	KAERU株式会社	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)
12	株式会社セットアップ	岡山県	情報通信業
13	SOMPOコーポレートサービス株式会社	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)
14	損保ジャパンパートナーズ株式会社	東京都	金融業/保険業
15	SOMPOケアフーズ株式会社	東京都	医療/福祉
16	株式会社Sun・Ju・想	北海道	医療/福祉
17	SOMPOホールディングス株式会社	東京都	金融業/保険業
18	株式会社プライムアシスタンス	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)
19	トリニティ・テクノロジー株式会社	東京都	サービス業 (他に分類されないもの)
20	SOMPOケア株式会社	東京都	医療/福祉

2024年度

2023年度

2022年度

No	企業・団体名	所在地	業種
21	株式会社ハラダ事務機商会	大阪府	卸売業/小売業
22	SOMPOダイレクト損害保険株式会社	東京都	金融業/保険業
23	明治安田生命保険相互会社	東京都	金融業/保険業
24	愛知県中央信用組合	愛知県	金融業/保険業
25	日本生命保険相互会社	大阪府	金融業/保険業
26	三井住友信託銀行株式会社	東京都	金融業/保険業
27	但陽信用金庫	兵庫県	金融業/保険業
28	朝日生命保険相互会社	東京都	金融業/保険業
29	社会福祉法人 晋栄福祉会	大阪府	医療/福祉
30	太陽生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
31	株式会社七十七銀行	宮城県	金融業/保険業
32	フコクしんらい生命保険株式会社	東京都	金融業/保険業
33	株式会社三井住友銀行	東京都	金融業/保険業
34	アーバン警備保障株式会社	大阪府	サービス業 (他に分類されないもの)
35	損害保険ジャパン株式会社	東京都	金融業/保険業
36	岡三にいがた証券株式会社	新潟県	金融業/保険業
37	住友生命保険相互会社	大阪府	金融業/保険業
38	株式会社福井銀行	福井県	金融業/保険業
39	株式会社イトーヨーカ堂	東京都	卸売業/小売業
40	社会福祉法人敬愛園 (介護老人福祉施設アットホーム福岡)	福岡県	医療/福祉

2021年度

# 認知症バリアフリー宣言の普及に向けたこれまでの取組事項

- 日本経済団体連合会や日本商工会議所主催のセミナー、健康経営実践勉強会等において、認知症バリアフリー宣言をはじめとした日本認知症官民協議会の取組等に関する報告を行った。
- その他、日本経済団体連合会の広報誌「月刊経団連」へのチラシ掲載や情報交換会での周知等を行った。

## 日本経済団体連合会 「認知症セミナー－共生社会の実現に向けて－」

- 開催日：2024年10月10日（木）
- 会場：経団連会館4階 ダイアモンドルーム
- セミナー結果紹介サイト：  
[https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2024/1031\\_08.html](https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2024/1031_08.html)

2024年10月10日（木）13時～15時30分  
経団連会館4階 ダイアモンドルーム

**開会挨拶** (13:00)

根岸 秋男 経団連社会保障委員長  
(明治安田生命保険会長)

**第I部：共生社会の実現へ向けた認知症施策の推進について** (13:05～13:35)

厚生労働省 老健局長 黒田 秀郎 殿

**第II部：認知症当事者・関係団体による講演** (13:35～13:55)

1. 一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ  
代表理事 藤田 和子 殿
2. 100BLG 株式会社  
取締役 前田 隆行 殿

**第III部：企業の取組事例の紹介・質疑応答** (14:05～15:30)

【コーディネーター】  
株式会社日本総合研究所  
リサーチ・コンサルティング部門 高齢社会イノベーショングループ  
部長/プリンシパル 紀伊 信之 殿

1. 株式会社トヨーコーカス  
経営管理室 サステナビリティ推進部 総括マネジャー 小山 遊子 殿
2. 豊橋鉄道株式会社  
総務部 副長 赤川 景子 殿
3. 明治安田生命保険相互会社  
企画部 ヘルスケア事業企画室 室長 福井 淳二 殿
4. リンナイ株式会社  
営業本部 マーケティング室 室長(課長) 中野 一志 殿  
開発本部 デザイン室 課長 山田 勇雄 殿

**閉会挨拶** (15:30)

小堀 秀毅 経団連副会長・社会保障委員長  
(旭化成 会長)

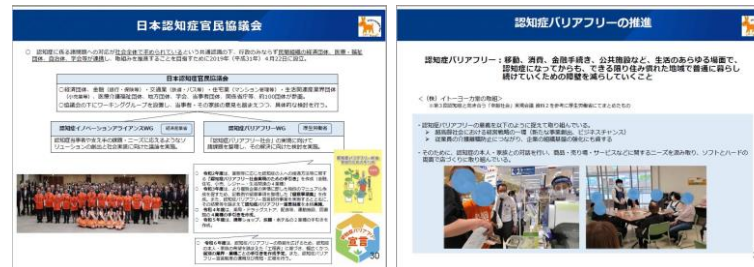
## 「月刊経団連」へのチラシ掲載



出所：一般社団法人日本経済団体連合会ウェブサイト

## 日本商工会議所 「第19回地域活性化・第10回国民生活・ 第13回運営合同委員会」

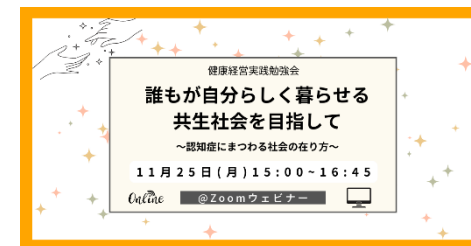
- 開催日：2024年10月17日（木）
- 会場：東京會館7階「SAKURA」、オンライン配信あり



出所：厚生労働省老健局 遠坂佳将 認知症総合戦略企画官 講演資料より抜粋

## 健康経営実践勉強会

- 開催日：2024年11月25日（月）
- 会場：オンライン（Zoomウェビナー）



**【基調講演】**  
「認知症にまつわる現状と正しい理解について」  
100BLG株式会社 取締役  
前田 隆行 氏

**【政策情報】**  
「共生社会の実現へ向けた認知症施策の推進について」  
厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 課長  
吉田 慎 氏

**【政策情報】**  
「認知症分野における経済産業省の取り組み  
～認知症当事者をつくる、誰もが生きやすい社会～」  
経済産業省商務・サービスグループ ヘルスケア産業課 企画官  
小野 聡志 氏

**【オンラインバージョン・プロジェクト参画企業・実践事例】**  
「認知症当事者参画型開発の実践事例紹介」  
トヨタ自動車株式会社 先進プロジェクト推進部 主幹  
山田 浩史 氏

**【パネルディスカッション】**  
パネリスト：前田氏、吉田氏、小野氏、山田氏  
モデレーター：健康経営会議実行委員会 事務局長 樋口 毅 氏

## 企業・団体向けアンケート調査の実施

- 認知症バリアフリー宣言の普及に向けた課題、必要な取組等の検討に資する基礎資料の収集を目的として  
①宣言実施済み企業・団体、②宣言未実施企業・団体を対象としたアンケート調査を実施した。

- 実査期間：2025年1月27日（月）～2025年2月7日（金）
- 調査方法：Web調査（回答用Webページへのアクセス用URLをメールにて各企業・団体に送付）

調査対象		回収数	主な調査設問
宣言実施済み企業・団体		35件	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・団体名、業種、企業規模</li> <li>認知症バリアフリー宣言を行うことによる効果やメリット</li> <li>認知症バリアフリー宣言の実施に向けて必要な支援 等</li> </ul>
宣言未実施 企業・団体	経済産業省 オレンジノベーション・プロジェクト 参画企業・団体 (大企業等中心)	83件	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・団体名、業種、企業規模</li> <li>認知症バリアフリー宣言の認知状況</li> <li>認知症バリアフリー宣言の今後の実施意向、その理由</li> <li>認知症バリアフリー宣言の実施に向けて必要な支援 等</li> </ul>
	自治体※独自の認知症関連の 登録・宣言制度参画企業・団体 (中小企業等中心)		

※登録・宣言数や地域の偏りを考慮し、埼玉県さいたま市、静岡県藤枝市、福岡県福岡市、京都府に調査協力を依頼



# 企業・団体向けアンケート調査の主な結果 ①宣言実施済み（1/2）

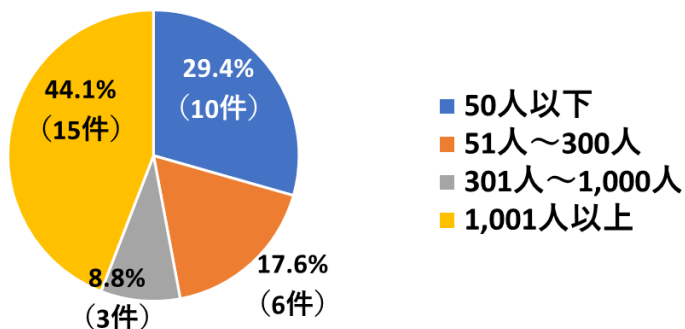
- 宣言実施済み企業について、宣言を行うことのメリット・効果としては「他事業者（異業種を含む）の取組を知ることができた」が41.2%（14件）で最も割合が大きく、次いで「顧客に対するイメージアップにつながった」が38.2%（13件）であった。

## 回答企業・団体の属性

問：貴社/団体の業種（日本標準産業分類「大分類」による）について、あてはまるものを1つ選択してください。（n=34）

	n	%
金融業、保険業	13	38.2%
医療、福祉	12	35.3%
サービス業（他に分類されないもの）	4	11.8%
情報通信業	2	5.9%
建設業	2	5.9%
運輸業、郵便業	1	2.9%
総計	34	100.0%

問：貴社/団体の従業員数（支店、営業所等を含む全体の数）として、あてはまるものを1つ選択してください。（n=34）



## 宣言を行うことのメリット・効果

問：認知症バリアフリー宣言を行ったことにより感じている効果やメリットとして、あてはまるものを全て選択してください。（n=34）

	n	%
他事業者（異業種を含む）の取組を知ることができた	14	41.2%
顧客に対するイメージアップにつながった	13	38.2%
自社の製品・サービスの広告・宣伝につながった	9	26.5%
行政（官公庁・都道府県・市町村）からの情報発信の機会があった	9	26.5%
行政（官公庁・都道府県・市町村）と新たに連携・協働の機会が得られた	6	17.6%
社会に貢献している企業として、社員の満足度向上につながった	6	17.6%
投資家や株主からの評価につながった	4	11.8%
その他	4	11.8%
他事業者（異業種を含む）との新たな連携・協働の機会が得られた	3	8.8%
社会に貢献している企業として、新たな人材獲得につながった	2	5.9%
特に宣言を行ったことによる効果やメリットは感じていない	7	20.6%
総計	34	

### 「その他」の内容（自由記述より抜粋）

- 認知症当事者や関連団体への自社の取組等の明示
- 職員の家族やご利用者様への啓発に繋がり、宣言に基づく活動が広がりを見せている
- 今後、支社での認知症関連のイベントやセミナー開催時のロゴマーク使用、認知症バリアフリー宣言を行っていることを直接お客さまへお伝えすることによって、イベントやセミナーの開催主旨をより理解いただけるよう推進していく予定

## 企業・団体向けアンケート調査の主な結果 ①宣言実施済み（2 / 2）

- 宣言を行うことのメリット・効果に関する具体的な出来事・エピソードとして、活動が評価されたことが取引開始につながった事例や企業価値向上につながった事例等があげられた。
- 宣言実施に向けて必要な支援は「宣言を行った企業・団体等の名称や取組の発信を国が積極的に行うこと」が85.3%（29件）で最も割合が大きく、次いで「宣言を行った企業・団体等同士の交流の機会を設けること」が52.9%（18件）であった。

### 宣言を行うことのメリット・効果を感じた出来事・エピソード

問：前問で選択された効果やメリットに関して、当該効果等を実感した出来事やエピソードがあれば、具体的に記入ください。

【主な回答】 ※下線・強調は事務局にて付記

- 本業以外に地域貢献活動にも注力していることを、地域の方やお客さまに認識して頂く機会が増えました。認知症バリアフリー活動を評価頂き、実際にお取引を始めてくださったお客さまもいらっしゃいます。
- 各事業所所在地にある社会福祉協議会等との連携で認知症サポーター研修などを実施。保育園年長児なども含め参加し認知症への理解を深めた。
- ホームページやディスクロージャー誌への掲載により企業価値向上に貢献した。
- 介護福祉士実務者研修にて企業の取組を説明したところ、受講生からの反応が良かった。

### 宣言実施に向けて必要な支援

問：今後、認知症バリアフリー宣言を行う企業・団体等を拡大するためにどのような取組が必要だと思いますか。あてはまるものを全て選択してください。

	n	%
宣言を行った企業・団体等の名称や取組の発信を国が積極的に行うこと	29	85.3%
宣言を行った企業・団体等同士の交流の機会を設けること	18	52.9%
宣言を行った企業・団体等と行政（官公庁・都道府県・市町村）との交流の機会を設けること	16	47.1%
宣言の実施を検討する企業・団体等を対象とした相談窓口を設置すること	7	20.6%
国の公共事業等の入札において加算評価が得られること	7	20.6%
宣言制度の概要や申請方法を解説するセミナー等を開催すること	5	14.7%
総計	34	

## 企業・団体向けアンケート調査の主な結果 ② 宣言未実施（1/2）

- 宣言の認知状況について、「制度の存在を知らなかった」が50.6%（42件）、「具体的な内容を知らなかった」が33.7%（28件）であり、宣言制度の認知については拡大の余地があると考えられる。
- 宣言の実施意向としては、「実施したいと思っており、申請に向けた準備を進めている」が6.0%（5件）、「実施したいと思っているが、申請に向けた準備は行っていない」が66.3%（55件）と宣言実施に前向きな意向を有する企業が多数を占めた。

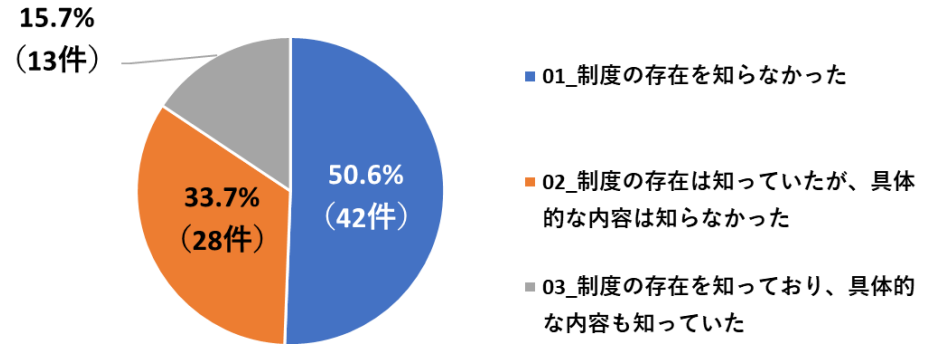
### 回答企業・団体の属性

問：貴社/団体の業種（日本標準産業分類「大分類」による）について、あてはまるものを1つ選択してください。（n=83）

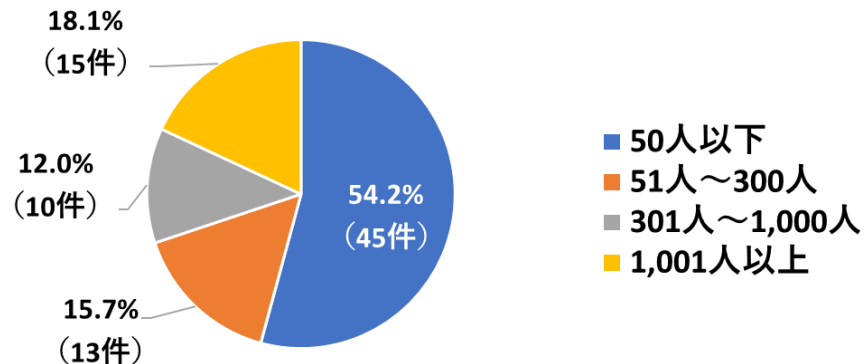
	n	%		n	%
医療、福祉	20	24.1%	学術研究、専門・技術サービス業	3	3.6%
卸売業、小売業	16	19.3%	金融業、保険業	3	3.6%
サービス業（他に分類されないもの）	9	10.8%	建設業	3	3.6%
製造業	8	9.6%	宿泊業、飲食サービス業	3	3.6%
複合サービス事業	5	6.0%	教育、学習支援業	2	2.4%
生活関連サービス業、娯楽業	4	4.8%	電気・ガス・熱供給・水道業	2	2.4%
不動産業、物品賃貸業	4	4.8%	情報通信業	1	1.2%
			総計	83	100.0%

### 宣言の認知状況、実施意向

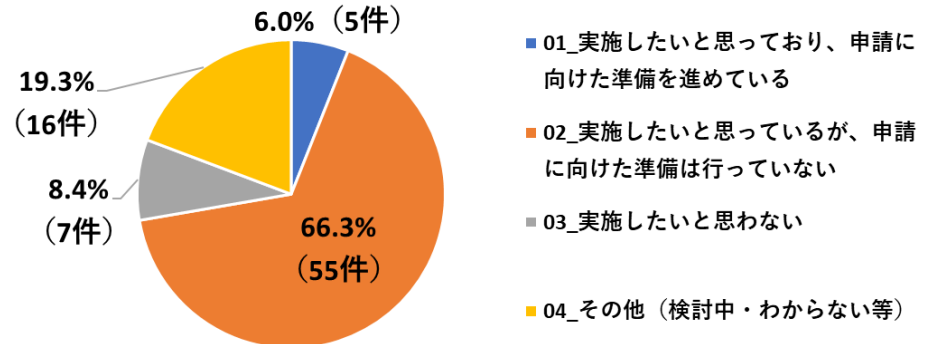
問：「認知症バリアフリー宣言」をご存じでしたか。あてはまるものを1つ選択してください。（n=83）



問：貴社/団体の従業員数（支店、営業所等を含む全体の数）として、あてはまるものを1つ選択してください。（n=83）



問：貴社/団体における日本認知症官民協議会「認知症バリアフリー宣言」の実施状況、意向としてあてはまるものを1つ選択してください。（n=83）



## 企業・団体向けアンケート調査の主な結果 ②宣言未実施（2/2）

- 宣言を希望しない理由としては、マンパワー不足、類似制度へ参画することの意義に関する事項があげられた。
- 宣言実施に向けて必要な支援は「宣言を行った企業・団体等の名称や取組の発信を国が積極的に行うこと」が66.3%（55件）で最も割合が大きく、次いで「宣言を行った企業・団体等と行政との交流の機会を設けること」が37%（44.6件）であった。

### 宣言を希望しない理由（自由記述）

問：「認知症バリアフリー宣言」を実施したいと思わない理由や「認知症バリアフリー宣言」を実施することの障壁となる事項があれば具体的にご記入ください。

#### 【主な回答】

- 日々の業務にプラスすることになるため、対応するマンパワーが不足している。
- マンパワーが足りていないため、対応することが難しい。
- 既に自治体の制度に参加しており、同じ趣旨の制度に複数参画する意義が分からない。

### 宣言実施に向けて必要な支援

問：今後、認知症バリアフリー宣言を行う企業・団体等を拡大するためにどのような取組が必要だと思いますか。あてはまるものを全て選択してください。（n=83）

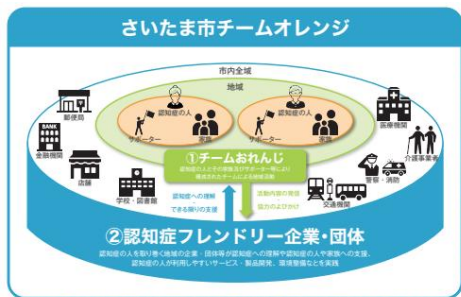
	n	%
宣言を行った企業・団体等の名称や取組の発信を国が積極的に行うこと	55	66.3%
宣言を行った企業・団体等と行政（官公庁・都道府県・市町村）との交流の機会を設けること	37	44.6%
宣言を行った企業・団体等同士との交流の機会を設けること	32	38.6%
宣言制度の概要や申請方法を解説するセミナー等を開催すること	31	37.3%
宣言の実施を検討する企業・団体等を対象とした相談窓口を設置すること	27	32.5%
国の公共事業等の入札において加算評価が得られること	17	20.5%
総計	83	

## 【参考】各自治体における取組事例

- 企業向けアンケート調査の協力先自治体では、以下のような認知症バリアフリーに関する取組を行っている。

### 埼玉県さいたま市：認知症フレンドリー企業・団体登録制度

- さいたま市では、令和5年度から、チームオレンジの一環として、認知症の理解や支援など行う企業・団体の登録制度を開始。市は登録チームや企業等の支援やPRを実施。



※令和7年2月時点、登録数684件

出所：さいたま市HP

### 静岡県藤枝市：認知症の人に優しいお店・事業所認定制度

- お店の代表者および正規職員の半数以上が認知症サポーター養成講座を受講し、「藤枝市認知症の人に優しいお店」としての取組を1つ以上実施しているお店・事業所を対象とした認定制度を実施。認定されたお店・事業所は市HP等に掲載。



※令和6年3月時点、登録数86件

出所：藤枝市HP

### 京都府：認知症にやさしい異業種連携協議会

- 高齢者や認知症の人に身近なサービスを提供する企業が異業種連携により、「認知症にやさしい」サービスの検討や実践を行うため、認知症にやさしい異業種連携協議会を設置。



※令和6年10月時点、登録数132件

出所：京都府HP

### 福岡県福岡市：福岡オレンジパートナーズ

- 認知症になっても自分らしく生きるために何ができるかを考え、実際の取組につなげていくことを目指し、認知症の人と家族、企業・団体、医療・介護・福祉事業者、行政で構成され、認知症について自主的に「知る」「考える」「つながる」「行動する」ためのコンソーシアムを設置。



※令和6年3月末時点、登録数110件

出所：福岡市HP

## 認知症バリアフリー宣言の普及に向けた取組

- アンケート調査結果等をふまえ、今後、認知症バリアフリー宣言をどのように普及していくかという点に関して、ご意見をいただきたい。

### 【ご意見いただきたいこと】

- 認知症バリアフリー宣言の普及（宣言企業数の増加）に向けて、具体的にどのような取組が必要か/効果的か、ご意見をいただきたい。

例えば、以下のような取組が想定される。

- 認知症バリアフリー宣言に興味を持ってもらうための業種別等勉強会の開催
- 認知症バリアフリー宣言の宣言後の情報発信機会の増強
- 認知症サポーター養成講座の受講企業・団体や  
都道府県・市町村が実施している「認知症にやさしいお店登録制度」等の  
登録企業・団体等への案内

等

# 日本認知症官民協議会 総会のご案内

- 経済産業省と共催で、社会全体の認知症に関する取組の活性化を目的とし、総会を開催する。
- 総会は、3月18日（火）16時～17時30分にハイブリット形式での開催を予定。

<p><b>開催目的</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認知症になったとしても尊厳と希望を持って生活できる社会システムの構築への対応が社会全体に求められているという共通認識のもと、国や地方や公共団体、各業界団体、認知症当事者らが一体となり、取組を推進する。</li> <li>• このために官民協議会の参画団体等対象とした総会を開催し、社会全体の認知症に関する取組の活性化を図る。</li> </ul>
<p><b>開催日時</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2025年3月18日(火)16:00～17:30</li> </ul>
<p><b>開催会場</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現地：TKP新橋カンファレンスセンター ホール14E （〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング14F） オンライン：同時配信予定</li> </ul>
<p><b>参加対象者</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 官民協議会に参画している団体・企業</li> <li>• 官民協議会に参画していない民間団体・企業等</li> <li>• 認知症の本人、認知症の人の介護者（家族等）</li> <li>• 行政機関</li> <li>• 認知症に関する有識者 等</li> </ul>
<p><b>内容</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 厚生労働省、経済産業省からの取組報告等のほか、ご本人やご家族からのメッセージ、企業・自治体・介護事業者等からの取組紹介</li> </ul>